

官報發行之件 = 付テハ過般夫々伺定候處尚取
調漏ノ兼有之候 = 付更ニ尤ノ件々相伺候

一文書局管掌事務ノ件

一文書局職制

一記録課ヲ文學局ニ附屬セシムル

一局用定額ノ件

一官報体裁ノ件

一官報原價並賣捌定價ノ件

一官報發行ニ付院省廳府縣ニ達案



官報

一官報發賣ヲ驛遞局へ委附スルニ付同局へ

命令案

文書局ハ官報局ノ名称ヲ改メタル迄ニテ畢竟
官報局ノ名称總當ナラサル處アルニ因リ又局
用定額ハ容歲既ニ御決裁相成候額ニ依リ明細
費目ヲ附シタルモノニ有之且又官報体裁及ヒ
違案等ヲ變改セシハ官報ヲ以テ布告布達ノ正
本ト為スハ或ハ其体裁ヲ得サル哉ノ嫌アリ寧
口字國ノ王國指針ナル官報法律規則ヲ公布スル
集誌ト異ナリノ体裁ニ倣ヒ發行相成候方可然ト

ノ事由ニ因ル其他記録課ヲ文書局ニ附屬セシ
メ及官報發賣ヲ驛遞局ニ委附スル等ノ理由ハ
其件々ノ處ニ説明仕候

明治十六年四月廿二日 内閣書記官別局

太政官文書局

第一 官報編輯ノ事務ヲ管掌スル

第二 新聞ヲ指揮監督シ其方向ヲ示シ務メテ
法令及措置ヲ辯護シ政府ノ趣意ヲ表彰シ世
論ノ誤惑ヲ正サシムル

第三 全國ノ新聞紙ヲ檢閲シ緊要ノ記事論說
ハ内閣ノ閱覽ニ供スル
新聞紙上掲載ノ事項大政ニ関シ事實齟齬若
クハ謬妄ト認ムルモノアレハ之カ正誤又ハ

辨駁書ヲ起草シ之ヲ官報ニ掲載スルヲ

第四 政事上ニ関係アル著書翻譯書ヲ檢閲シ

其緊要ト認ムル者ハ内閣ノ閲覽ニ供スルヲ

第五 著書翻譯新聞紙ノ政策ヲ妨ケ治安ニ害

アル者ト視認スルキハ主務省ニ通牒シテ主

任官ノ注意ヲ促スヲ

第六 法律規則其他政事上機密ニ関スル文書

等ノ記録編纂ノ事務ヲ管掌スルヲ

文學局職制

文學局職員充ノ如シ

一 監督 一員

參議ノ内一人之ヲ兼ヌ

一 局長 一員

勅奏任官ヲ以テ之ニ充ツ

一 幹事 一員

書記官ヲ以テ之ニ充ツ

一 書記官 無定員

一 屬官 無定員

文學局^書章程

第一條 監督ハ局務ヲ總裁ス

^{官報}

第二條 局長ハ局務ヲ總理シ局員ヲ指揮シ編

輯印行及會計出納其他本局一切ノ事務ヲ掌

ル

第三條 幹事ハ局長ヲ輔ケ局中一切ノ事務ヲ

幹當シ局長不在又ハ欠員ノ節ハ之ニ代理ス

第四條 書記官ハ局長ノ指揮ヲ受ケ局中ノ事

務ヲ分任ス

記録課ヲ文學局ニ附属セシムル

文學局ニ記録課ヲ合供スルハ事務上便宜ナル

ノミナラス亦經費上ノ都合ニ有之特ニ官報ヲ

編輯スルニハ多ク文字ヲ要シ又記録課備付ノ

書籍ヲ使用スルニ十分便利ナルヲ要スルヲ以

テ記録課ヲ文學局ニ附属セシムルニ極メテ肝

要ナリトス

局用定額豫算

一金三万五千円

俸給

内 三万円

實費

五千円

豫備

一金五千二百円

雜給

内 貳千七百円

翻譯並謄写料

貳千五百円

臨時備給其他
手当金旅費等

一金九千八百円

雜費

内 千八百円

内外新聞代價

三千円

書籍買入料

五千円

雑用費

合計五万円

官報之件

一 布告布達等ハ従前ノ儘ニ致置候事

一 官報ハ普國ノ王國指針ノ体裁ニ倣ヒ編輯刊

行スル事

但シ紙面ノ体裁記事ノ順序等概テ先般取

調タル通トス

一 布告布達等ハ従前ノ通タルカ故ニ官報ハ官

費ヲ以テ各院省廳府縣等ニ頒布スルヲ要セ

ス。總テ之ヲ購求セシムル事

一官廳ノ公告ハ必ス官報ニ登載スル事
一官報ハ各官廳及佐官以上ノ武官七等以上ノ
文官ニハ購讀ノ義務ヲ有セシムル事

官報元價並賣捌定價

一印刷局ニ於テハ一部一錢五厘ノ定價ニテ印
刷ヲ引受クレトモ同局ニハ附録又ハ臨時号
外ヲ發附スル片ハ別ニ相當ノ印刷費ヲ要ス
ルニ付預メ此等ノ費用ヲ見積リ平均凡ソ原
價二錢トスレハ大差ナカルヘシ
一賣捌定價ハ郵送税トモ一部金三錢ト為シ別
ニ前金割引ヲ為サス但シ郵送税ノ件ニ付テ
ハ別ニ驛遞局ト特別約定ヲ訂結スルモノト

ス

今回ノ趣向ニ據レハ刷行スル所ノ官報ハ悉ク
代價ヲ収ムルニ付別ニ官費ヲ以テ印刷費ニ充
ツルヲ要セス

庶業

達按

院省廳府縣

今般官報ヲ發行候ニ付左ノ條件相違候但レ發
行ノ期日ハ追テ可相違事

第一條 太政官中ニ文學局書ヲ置キ官報編輯

ノ事務ヲ管掌セシム

第二條 官報ハ別紙ニ記シタル事項ヲ掲載

スヘキニ付各官廳ニ於テ主任ヲ定メ官報

ニ掲載スヘキ書類ヲ取纏ノ文學局書ニ宛テ

送付スヘシ

第三條 各般ノ事項一時ニ掲載スルコト能ハサルトキハ其緩急ヲ量リ順次ニ掲載シ其大部ニ渉ル者ハ数日ニ分載スル等都テ文學局ノ意見ニ任ス

第四條 官報ハ別記ノ定價ヲ以テ驛遞局於テ發賣セシムルニ付直々ニ同局ニ就テ購求スヘシ

第五條 各官廳ノ廣告ハ必ス官報ヲ以テスヘシ尤廣告ノ種類ニ依リ同時他ノ新聞紙ニ掲載スルハ各官廳ノ便宜ニ任ス但シ東

京ヲ除キ其他ノ地方ハ本條ノ例ニ在ラス
第六條 左ニ掲クル者ハ官報ヲ購讀スヘキ義務ヲ有スルモノトス但各官廳ハ其定額ヲ以テ之ヲ購求スルヲ得

第一

院省廳府縣其他裁判所警察署
參謀本部監軍本部鎮臺營所鎮守府憲兵本部及此署
官立學校

第二

佐官以上ノ武官秦士以上ノ文官及郡
區長

官報郵送ノ儀ニ付驛遞局ト特別約定ヲ訂
約スルヲ

官報ハ通常新聞紙ト異ナリ政府特ニ之ヲ發行
シ特別ノ性質ヲ有スル者ナリ通常新聞紙尚且
減稅郵送ノ特例アリ官報ノ如キハ宜ク更ニ特
別ノ取扱相成可然ト存候且ツ官報ハ特ニ官廳
及官吏ニ購讀ノ義務ヲ有セシムル者ナレハ可
成丈ケ其價ヲ低下ニスルヲ肝要ナリ因テ驛遞
局ト特別約定ヲ結ヒ壹部貳重ツ、ノ割合ヲ以

郵送セシムベキナリ

但驛遞局收入ノ欠損ヲ補ハシムル為ニハ官報ノ發賣ヲ委附シ其手数料ヲ同局へ收メシムベシ

驛遞局

約條案

第一條 驛遞局ハ官報一部ニ付郵便税貳厘ノ割合ヲ以テ郵送スハシ

第二條 驛遞局ハ毎月七日迄ニ前月分ノ郵便税ヲ統計シ文學局ニ差出スベシ文學局ハ十日迄ニ之ヲ交付スハシ

第三條 官報ハ他ノ郵便物ト混淆セサル為メ郵便税納済ノ印ヲ捺シ帶封ニシテ差出スベシ

レ但東京府下直配達ニ係ル者ハ改例ニ在ラ
ズ

年月

文学局

郵便局

官報發賣ヲ郵便局ヘ委附スル

郵便局ト約定ヲ結ヒ特別郵税ヲ減除セシムル
上ハ亦郵便局ノ為ニ幾何カ其収入ヲ補充セシ
ムル所ナカル可カラズ且ツ民間ノ一會社ニ命
ジ之カ賣捌ノ事ヲ擧テ專ラ其一手ニ委スルハ
即チ專賣特權ヲ与フルノ嫌アリ特ニ政府ニ於
テ顯然一社ニ私ニ專賣ノ利ヲ得セシムルハ
必ス物議ヲ來サン決シテ政府ノ得策ニ非サル
ベシ然レハ公平ニ日報朝野報知諸社ニ賣捌ヲ

命セシ乎是レ一社ニ私シ專賣特權ヲ与フルノ
嫌ナシト虽凡如此ハ後ニ文學局ノ繁雜ヲ増ス
ノニニシテ別ニ効益ナカルベシ到底驛遞局ニ
發賣ヲ委附スルノ事ニ便ニシテ且ツ穩當ナル
ニ若カズ索國ノ如キモ法令集誌ト称スル官報
ハ其郵送ヲ無税ニシ驛遞局ニ放テ發賣セシム
決シテ奇異ノ事ニハ無之候加之政畧上ノ事ハ
日報社ノ請求スルカ如ク五年七年ノ期限ヲ立
テ約定シ得ベキモノニ非ス旁驛遞局ニ放テ發
賣セシムルヲ得策ト思惟仕候因テ改メテ別紙

驛遞局ヘノ命令案ヲ草シ謹テ裁可ヲ乞フ

明治十六年四月

勘
政
館

命令案

驛遞局へ

官報ノ發賣ヲ命スルニ就キ左ノ條款ヲ付ス

第一條 官報ハ左ノ時間割ヲ以テ印刷局ヨリ

交付スベシ

| | | |
|-------|------|-----|
| 三千部マテ | 午前四時 | 二千部 |
| 三千部以上 | 午前三時 | 二千部 |
| 五千部マテ | 同 五時 | 残 余 |

文
書

五千部以上

午前二時 二千部
同 四時 二千部
同 五時 二千部

七千部以上
一万部マテ

午前二時 二千部
同 三時 二千部
同 四時 三千部
同 五時 三千部

一万部以上

午前一時ヨリ 悉皆

第二條 官報ノ府下配達出切ハ遅クトモ毎日

午前六時ヲ過クベカラズ

第三條 官報ハ一部貳錢貳厘ノ原價ヲ以テ交
付スルニ付一部三錢ノ定價ヲ以テ賣捌クベ
シ但賣捌代金ハ前金ニ限ルモノトス

第四條 賣弘所等ヲ設置スルハ驛遞局ノ便宜
ニ任ス

第五條 官報原價ハ每翌月十日迄ニ明細書ヲ
添ヘテ文學局ニ納ムヘシ

第六條 官報發賣部數ノ増減ハ毎日午後三時

迄ノ報告ヲメ切午後五時迄ニ驛遞局ヨリ直
ニ印刷局ニ通知スベシ但同日中文學局ヘモ
必ス通知スベシ

第七條 報告メ切時限後ニ於テ購讀廢止ノ報
告ヲ得テ不用ニ屬スル官報ノ損金ハ文學局

ノ負擔ニ歸スベシ

住所不分明又ハ轉居等ニ因リ再度遞送配達
スル費用ハ賣捌方ニ於テ負擔スベシ

第八條 毎日印刷局ヨリ受取タル官報ノ部数
並ニ時刻付ヲ製シ翌朝之ヲ文學局ニ報告ス
ベシ

郵便配達發送ノ時刻ハ驛遞局ノ定規ニ照シ
兼テ一定ノ時刻ヲ文學局へ報告シ置キ其時
刻ニ差異ヲ生シタル感其都度之ヲ報告スベシ

第九條 官報ハ祝日大祭日日曜日除キ毎日之

ヲ刷行ス若シ臨時休刊スルコトアルハ午
十二時迄驛遞局ニ通知スベシ

明治十六年四月 太政官

第五回



第陸拾號

明治六年四月廿四日

大臣 **大** **臣**

内閣書記官

英第



官報發行、儀、付先般伺定、外
尚調漏之件、
右田議、供、又

參議



伊藤

西郷

山田

大山

福岡



井上

松本

山田

伊東

第六八

七

文

参照書

學國官報ノ付ニ付コトスレル氏ハ

質問ノ答議

中根重一筆記

一法令集誌及王國示針^{官報新聞}ハ共ニ太政官中

ニ特ニ設置セル旨ニ於テ之ヲ編修發行ス但シ

法令集誌ハ專ラ布告類ヲ登錄スルモノニシテ

一定ノ官廳及職負ハ之ヲ購置セサルヲ得サル

ノ義務アルモノトス又此法令集誌ニ就テ特ニ

制定シタル規則ノ布告アリタリ然レモ王國示

針即チ官報新聞ハ全ク一ノ新聞紙様ノ体裁ヲ

ナシ政府ノ布告諸官衙ノ布達叙任賞勲諸廳ノ

公告相場表等ヲ掲載シ但シ論説ハ之ヲ購買ス

ルト否トハ各人ノ自由ニ任スルカ知シ此事ニ

関シテ別ニ布告アルヲ見ス

一法令集誌ハ布告普及ノ為ニ之ヲ前報ニ公布

一正奉トス王国示針即官報新聞ハ特ニ法令公

布ノ為ニ前報スルニ非スレテ學術上ニ屬シ此

目的ヲ以テ刊行スルモノナリ

一諸省及各縣ニ於テ發行ナル処ノ官報ハ各其

管轄内ノ主務ニ関スル布達告示等ヲ掲載シ魚

テ又事務上ノ訓令及ヒ報告等ヲ登錄ス縣ノ官

報ニ関レテ送ラケル布告アリ

第二條 各縣廳、於第一ノ官報ヲ発行シ、該縣

ノ管掌ノ條、レ布達、公告類ヲ遺漏ナク、登錄ス

ル

第三條 法令集誌即チ全王國ニ係ルハ之ヲ冊

子ニ製シ、丹閣ニ於テ之ヲ編輯シ、取進、旬ニ於

テ之ヲ発賣ス

(第五條ヨリ第九條ニテハ、後年廢止ス)

第十條 法令集誌、國外運送ハ無税トス

ポルトガル府ニ於テ

大正十年十月二十七日

フリードリッヒ・ワッセルヘルム

フホネ・ハルデンベルク (副署)

各縣ニ於ル官報、組織及此官報ト法令集誌トヲ以テ法律規則ヲ公布スル事ニ関シテハ
 百十一年三月十八日ノ布告
 客歲十月廿七日ノ布告更ニ此ノ為ニ各縣ニ於テ
 発行スル官報、組織及法令集誌ノ効力ニ関
 シテ左ノ條項ヲ確定ス
 第一條 各縣廳ニ於テ速ニ法令誌ヲ編輯シ其
 題號ヲ「何縣官報」トシ各年具別ヲ追ヒ凡テ
 法令集誌、條裁ニ倣ヒテ之ヲ刊行スヘシ但
 シ刊行費ハ督テ之ヲ節シ而シテ官報ニ記載

ハル綱目ハ付國行政ノ分派ニ從テ之ヲ整理
スヘシ

第二條 官報ハ一定ノ時日ヲ期シテ之ヲ發行

シ之ニ掲載スヘキ綱領尤、如シ

(甲)普通法令集誌即チ中央政府ニ掲載セラルル者

レタル法律、表題、時日、反号數

(乙)地方諸廳、法令規則ニシテ一般ニ告知

セザルハキセ、即縣廳、地方工等裁判所、并

ニ州廳ノ憲典ニシテ全州、各縣、各區或ハ州

府住民ノニ三種族ニ関スルモノハ挙ゲテ

漏ラナク之ヲ登錄シ之ニ依テ凡テ下級ノ

官廳ハ達スレ由又及ヒ下級ノ官廳ヨリ各

町村ハ達スル由又ニ成ルヘク之ヲ郵首ス

ヘシ

(丙)公務ニ関スル訓解

第三條 凡ソ公衆一般ニ告知スヘキモノ例之

ハ裁判所ノ召喚、如キハ之ヲ官報附録ノ公

告欄内ニ掲載スヘシ但シ公告料ヲ取レルヲ

得ハ

第四條 凡ソ布告告示ハ官報ニ掲載刊行セシ

大正政官

大正政官

後ハ日ヲ過キレハ告知ノ効力アルモノト認
ムハシ知公報ト見做ス之ヲ向シテ其日數ハ官
報ニ記シタル内行ノ時日ヲ突入スルモノト
ス
法令集誌ニ掲載セシ法律ハ各省ノ官報ニ掲
載シ詠法律ノ發表ヲ報告シハ日ヲ過キレハ
其告知ヲ終了セシモリト認レハシ其日數ノ
美法ハ前條ニ同シ但シ其法令中ニ時ニ遵守
ノ時日ヲ明示セシ者ハ此限ニアラス
第廿條 直クニ美法ヲ要スル法律ハ各廳又ハ

各人官報ヲ接受スルヤ即時ニ之ヲ実行ニ着
手シ敢テ前條ノ期日ヲ待ツニ及ハサレド勿
論トス
第六條 法律布令ノ刊行物版氏間指ス別支種アリ
ト雖モ独リ此布告即チ官報ニ掲示セシ者ニ
限リテ公然タル効力アルモノトス亦條非ハシク
蓋シ民同ニ能テ出版スル公報類ハ誤謬
アルモ之ヲ係証ヒサレルノ意ナラハ
第七條 官報一部ノ代價ハ一ケ年十二ケ月分又ハ半年
エノレナ約我銀貨三トシ毎三ケ月分又ハ毎半
ケ年分ノ代價ヲ前納セシハ其編輯及刊行ハ

縣廳ニ於テ之ヲ管理ス向ニシテ從來既ニ定期
 刊行物ヲ掌ル官ノ設置アル縣ニ於テハ其公
 計及加連ノ事ヲ其官ニテ擔當スヘシ縣官報
 ノ出費ニ不足ヲ生スル時ハ法令集誌販賣本
 部ニ向テ收支決算ヲ為スヘシ
 第八條 舊年十月廿七日ノ布告第九條ニ準シ
 テ法令集誌ヲ購買スヘシ官廳及入負ハ必ズ
 縣ノ官報ヲ購買スヘシ義務アルモノトス其
 他郡部ノ酒店客舎料理店ニ於テモ亦之ヲ備
 へ置クヘシ但シ非常ノ節山一平飢饉等ハ縣廳

ニ於テ官報購買ノ義務ヲ解クコトアルヘシ凡
 ソ一縣中ノ官局ニシテ其事務警察司法財務
 ニ關係スル者並ニ一切ノ傳法僧徒ハ必ズ該
 縣ノ官報ヲ購買シ兼テ又官報編輯官ノ求メ
 ニ応ジテ之ニ正確ナル材料ヲ交付スルノ義
 務アリトス
 第九條 戸長村吏及傳教師ハ時機ヲ過ラズシ
 テ官報ヲ配達セシメ且ツ官報ヲ接受スルヤ
 直ニ其町村ニ之ヲ告示シ又布告類ノ首飾
 ニ於テ該布告ノ要領ヲ知ラシムヘシ是レ

官報ニハ大政府布告ノ者其他独立詔ヲ理解
 号ノミノ掲ケレハナリ
 セサルノ地方ニ在テハ戸長村吏及傳教師ニ
 於テ布告類ヲ説明解釈スルノ義務アリトス
 改メテ法令集誌又ハ官報ヲ留メ置ク者ハ代
 價一ケ年分ノ二倍ニ當ル罰金ヲ課スヘシ
 第十條 定期刊行ノ官報ハ自今其布告ニ便ニ
 シテ且ツ必要ト認ムルノ地ニ在テ之ヲ發行
 スヘシ但シ各年及本年ノ布告ニ準拠スヘシ
 千八百十一年七月一日以後ハ何人モ自白ノ
 意見ヲ出ケテ之ヲ購賞スルコト及ハス

第十條 郵便局ハ逆送無税ノ法令集誌及官

報ノ遅滞ナク配布スルノ責任アリトス

別條ニ於テ千八百十一年三月廿八日

フリートリツヒ、ウサワヘルム

フホソ、キールヒアイセン (副署)

フホソ、キールヒアイセン (副署)

法令集誌ニ関スルヲ八百十年十月二十七日及千八百十一年三月廿八日ノ布告ノ実
細則並ニ未因州ニ於テ官報ヲ発行スル
事ニ付千八百十九年六月九日ノ布告

(前文第六)

第一條 凡ソ法令集誌ニ登錄スル所ノ法律ハ
自今クハハベルグ及下未因ノ諸州ニ向テ法
ノ効力ヲ有スヘシ但シ法律中特ニ此諸州ヲ
除クノ明文アルモノハ此限ニアラス

第二條 凡ソ自費ヲ以テ法令集誌ヲ購買スヘ

キノ義務アル人員ニ関シ従前各縣ニ於テ定
メタル者ハ之ヲ認可シ更ニ之ノ者其義務ヲ
有スルモノト定ム

(第一) 諸官廳ハ上下ノ別ナク其定額金ヲ以
テ購買スヘシ

(第二) 一切ノ高級軍官及士官

(第三) 議官官廳主長ヲトツテアウシメント
ハ官ヲ
ボレル

入 地方議官ノ報告委員

(第四) 地方議官ニ負

(第五) 軍事裁判所ノ議員

(第六) 諸官署ノ官吏

(第七) 免許代書人及裁判執行人

(第八) 治安裁判官

(第九) 一切ノ僧官

(第十) 各郡放務監督及系放取締役

(第十一) 王領地管守人及其監督

(第十二) 戸長 戸長ハ縣廳ニ於テ豫メノ町

村ノ大小ニ依リテ定メタル部數ヲ

依議費ニテ購買スヘシ

戸長ハ定數ノ官報ヲ備ヘ置クノ責

任アリ町村吏ハ候議費ヲ以テ部数
ノ欠ビヲ賙補スルノ義務アリヘシ

第三條 各縣ニ於テ發行スル官報ハ従前ノ通

ヨリヘシ

第四條 予ハ自第廿三條ニ至ニハ日

第五條 同第廿三條ニ至ニハ日

但シ其告示ノ法律上ノ効力ニ関シテハ從來

若州ニ於テ斯ル告示ニ関シテ定メタル規則

ニ依準スヘシ

第六條 此布告第ニ條ニ於テ未定ヒレ官廳及

職員ハ該縣ノ官報ヲ購買スルノ義務アリト
ス

第七條 各州所属ノ下級官廳ニシテ其職務ノ

司法、財務、及警察ニ係ル者(戸長役場ヲ除キ)並

ニ該設有ハ該縣ノ官報ノ無代價ニテ領受ス

ルヲ得然レモ官報編輯官ハ正確ナル材料ヲ

送付セサルヲ得ス

第八條 戸長ハ途端ナク官報ヲ配達スルノ其

要領ヲ成ルヘク速ニ人民ニ告知スルコトニ配

意スルノ義務アリ官報一部ハ戸長役場ニ備

一置十角餘ノ部數ハ其所管地ノ町村會議員
及町村吏ニ分配スヘシ又土地ノ情況ニ依テ
人民ノ法令ヲ明瞭セサルヲアルヲ知ラハ戸
長及町村吏ハ之ヲ詳説スルノ責任アリトス
第九條 凡ソ國民ハ法令集誌及官報ニ登録セ
ル法律規則ヲ遵奉スヘシトス

第十條 凡ソ國民ハ一月三月ニハ日ノ布告

第十一條 全上全條ノ第

第十二條 全上全條ノ第

第十三條 前條ニ示テシ時期ヲ經過スレハ

何人モ法令集誌及官報ニ掲載セル布告布達
ヲ未知ノモノトシテ其範圍ヲ脱スルヲ得ス

第十四條 全上第廿條

第十五條 布告布達類ノ刊行物ニシテ現行ノ
法律ニ於テ示テ認知セシ者ニ限り公然タル

價直ヲ自ス

第十六條 從來各地方ニ於テ発行セシ定期ノ
官報ハ此布告第八條ノ明又ニ関知是迄改則

ニ於テ定メタル規則ニ依準スヘシ

右制定布告ス

別紙ニ記テテ八百十九年六月九日

フリードリッヒ・ウヰルヘル

ハルデンベルグ公(副署)

アルクンカネ公(ハ)

アリーゼ(ハ)

大正

法律布告ノ事ニ付資議

第一 佛國ニテハ法律ハ官報ニ掲テ之ヲ布告
 ナルヲ以テ官報ニ非サル他ノ新聞紙ハ其法律
 ノ頭號等ヲ掲クルニ正マリ全クヲ載セリルモ
 ノ、如シ是レ益ニ官報ニ非サル新聞紙ニ法律
 ヲ載スルノ禁令アリテ然ルリ又ハ官報ニ非サ
 レハ其施行ノ効力ナキヲ以テ全クヲ掲載セザ
 ルカ

第二 佛國ニテハ各縣ニ法令布達ヲ載スル所
 ノ新聞紙アリヤ

答議

第一 政府ヨリ公然法律ヲ印行スル中 官報ニ
 ムルヲハ私五ノ新聞紙ハ之ヲ復写登載スルノ
 権アルヲ勿論ニシテ常ニ其權アルヲミナラス
 国民ニ大利益ヲ成フルモノトス何トナレハ官
 報ヲ説キサル人民私立新聞紙ニ依リ法律ヲ知
 ルノ便アルハナリ
 歐洲各國ハ勿論他ノ國ニ於テモ私立新聞紙ニ
 官報ノ復写ヲ禁スル法律ノ存セサルヲ希望ス
 蓋シ此ノ如キ法律ノ存スルモノトセハ人民ヲ

太政官

シテ其知ルヲ得サルノ義務ヲ履行シ其義務ヲ
 遵守セサルニ對之ヲ罰スルノ懲覺ヲ起サシメ
 恰ニ政府ヨリ罪ヲ設ケテ人民ヲ之ニ陷ルニ
 事ニ

法律ヲ印行スルハ其施行上又クヘロクサルモ
 一ナレハ如何レテ此法律ノ印行ヲ禁止スルヲ
 得ルヤ余ノ了解セサルトコロナリ
 第二 佛國ニテハ各縣ニ法令及布達類ヲ載ス
 ルトコロノ新聞紙アリ是レハ地方ノ新聞紙中
 際金ヨリ其意思ノ善良ナルモノヲ指定スルモ

太政官

ノニシテ之ヲ獲賞奨励スル為メ附其スル傳賞
免許トス

千八百八十三年一月十八日

ボワソナード

口エスレル氏ハ實義 花房直三郎記

○問

千八百十九年六月九日ノ布告第二條法令集誌
ヲ購買スヘキ義務者ニ関スル定メハ尔後變更
ナキ歟

若シ變更ナキトセハ千八百七十年六月廿八日
驛通局布告附録第三條ト抵触スル所ナキ歟

○答

千八百十九年六月九日ノ布告第二條ハ千八百
七十三年三月十日ノ法律ニ依テ變更セラレ現

今法令集誌並ニ其縣ノ官報ヲ購買スヘキ義務
 アル者ハ町村並ニ私領地ノミトス
 千八百七十年六月二十八日驛通向布告第三條
 ノ意ハ諸縣廳ハ現在ノ法律並ニ布告ニ據テ官
 報ヲ購買スヘキ義務者ト寄贈ヲ受ヘキ人ヲ指
 定スト云フコトニ解ス一ニ縣廳ハ右入負ヲ指定
 シテ其表ヲ製スルナリ
 前記ノ法律ニ拠レハ法令集誌ノ購買スヘキ義
 務ハ大ニ減ヒラレタリ其上縣廳ヨリモ之ヲ免
 スルヲ得ナリ依テ縣廳ハ今日尚購買スヘキ義

務アルモノト其義務ナキ者ヲ区別シ千八百十年
 布告ニ據レハ義務者ノ數甚ク多シ又其義務
 者ヲ定ムルノ規則ハ之ヲ實施スルニ方テハ尚
 種々縣廳ノ手續ヲ要スヘキ者ナリ但シ縣廳ニ
 於テハ固ヨリ政府ノ布告法律ニ拠テ其手續ヲ
 執行ス例ハ千八百二十年七月六日ノ布告千
 八百五十年十一月廿二日ノ布告ニ拠ル
 無代價寄贈ノ事ニ付テハ千八百六十年十一月
 月廿八日ノ布告ニ據ルニ諸官者先ニ凡テ一官
 廳ヲ代理スヘキ人ニハ各一部ヲ寄贈スルコト

夫而レテ其之ヲ各人ニ寄贈スルノ手順ハ同シ
 ク縣廳ニ於テ執行スルコトハ
 千八百七十一年六月十八日縣廳局布告第三條ハ
 諸縣廳ハ法令集誌等ヲ購買スル者並ニ其寄贈
 フ受ヘキ人ニ右集誌等ヲ大レヒ配当スルト
 云フコトニテ即テ郵便局ハ縣廳ノ報告ヲ得テ
 始メテ配達スルモノニテ縣廳ヲ証スルテ直
 テニ申込者アルモ郵便局ニ於テハ此者ニ配達
 セハトノ意ナリ

花房直三郎訳

法令集誌並ニ官報類購買方ノ義ニ付テハ
 百七十三年三月十日ノ法律

第一章 千八百七十三年一月一日ヨリハ町村
 並ニ私領地ノミ法令集誌並ニ其縣ノ官報ヲ

購買スヘキ義務アリトス

第二章 縣廳ハ私領地並ニ小町村ニ第一章ノ

義務ヲ免スルコトヲ得

第三章 從來ノ諸規則ニシテ第一章ニ抵触ス

ルモノハ廢滅ニ歸ス

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

官報郵送ノ件ニ付口工スレルハ
 贊同ノ答
 花房直三郎譯

問

千八百十年十月廿七日ノ布告ニ據レハ學園長
 政官ニ於テ發行スル所ノ法令集誌ノ国内郵送
 ハ無税トス現行郵便條例ニ於テ尚無税ノ部ニ
 屬スル乎

答

王國示針ト稱スル官報ニ無税ニ屬スル乎
 千八百十年十月廿七日ノ布告無税郵送ノ箇條

大正 政 官

ハ一ツハ郵便局ノ事務ヲ簡單ニセン為メ一ツ
 ハ郵便局収入金ヲ増加セシメ為メ千八百六十
 年六月廿日、法律ニ據テ更クハ廢セラレタリ
 因テ法令集誌等政府ノ新聞紙ノ無税郵送ノ儀
 共ニ廢セラレタリ
 右官報類現今ハ「ポスト」トテビツト郵便局
 依テ郵送スルヲナリ「ポスト」トテビツト郵便
 局自ラ新聞社ノ出張所出張所トナリ得意先ヲ取り前
 金ヲ收メ其前金、内ヨリ幾割ノ手数料ト別ニ
 配達料ヲ取りテ其新聞紙ヲ得意先ハ配達スル

「イリ」手数料ハ千八百七十一年十月二十八日
 布告ノ第十章ニ前金ノ二割五分若ハ一割二分
 ト定メ又官報ノ配達料ハ千八百七十四年十二
 月十八日、布告第三十二章ニ於テ六十邊厄九
 十五錢ト定メラル
 官報ハ只ク配達料ノミノ取リテ手数料ヲ取ラ
 カル旨ハ千八百七十九年六月二十八日郵便局布
 告一載セケリ但シ此布告ハ單ニ普魯士官報ニ
 関スル者ニシテ法令集誌並ニ王國示封ニ付テ
 モ亦同シク然ルヤ否ヤヲ知ラズ其分官報ト同

様ニ取扱ル、丁、信ス

即チ官報郵送ノ方尤ノ如シ

第一 無代價ニテ下テ渡サル、官報ノ外

ハ税金ヲ取ル

第二 配達料ヲ取ル

因テ通常ノ郵税ハ附セサルコトナリ

手数料

花房直三郎譯

千八百七十一年十月廿八日布告ノ第十條

新聞紙賞賜手数料

手数料ハ定價ノ二割五分トス一月四回以下宛
宛ノ新聞紙ニハ一割五分トス

但シ手数料ハ一年總計少ナクモ四ジルヘルダ
コトセソレ(元)括弧錢ニ違セサルヘラス

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

配達料

元房直三郎譯

千八百七十四年十二月十八日布告郵便條

例第三十二章第八項

諸新聞紙類ヲ郵便ニ依テ配達スル者ハ其配達
料トシテ左ノ如キニ

- 甲 毎週一回ヨリ少ク配達スル新聞紙ハ六
十ペニシヒ(凡テ十銭)
- 乙 毎週一回又ハ三四回ツ、配達スル者ハ六
ペルク(凡テ拾五銭)
- 丙 毎日一回ヨリ多ク配達セサル者ハ六ペ

ルク六十「〇」ニヒ「大凡四拾錢」

丁 志日貳回ツ、配達スル者ハ貳ヌルノ（五

拾錢）

戊 官廳、和告類ヲ報告スル者ハ六十ニ

ニヒ（凡十五錢）

ヲ取ル

大正官

花房直三郎譯

普魯士各縣官報刊行並ニ賣捌方ニ付キ

郵便局ニ関セル箇條（一九一八年七月二十日附録）

第一條 編輯並ニ刊行ノ事

普魯士各縣官報編輯並ニ刊行ノ事ハ各縣廳

ニ於テ其事ヲ委任シタル官吏之ヲ擔當シ郵

便局ニ於テハ關係ナシ

第二條 賣捌ノ事

諸官報ノ賣捌方ハ郵便局ニ於テ悉ク担任ス

諸制度ノ之ニ依觸スルモノハ一九一八年七月二十日

大正官

七月一日ヨリ廢減ニ歸ス

得意先ハ二種トス一ハ自分ノ勝手ニ購買ス
ル者一ハ必ス購買セサルヘカラサル義務ア
ル者トス其他官廳並ニ官吏ノ内毎部無代價
ニテ受取ルモノアリ

第三條 必ス購買セサルヘカラサル者並ニ無
代價寄贈ヲ受取ル者ノ事

必ス購買セシムヘキ人ト無代價ニテ寄贈ス
ハキ人ハ縣廳ニ於テ之ヲ送ル

第四條 必ス購買スヘキ人ト無代價寄贈ヲ受

クヘキ人ノ人名表ヲ調製スル

州廳ハ其管内郵便支局ノ為メ右支局配達

區域内ノ得意先即チ必ス購買スヘキ人並ニ

無代價寄贈ヲ受クヘキ人ノ人名表ヲ製シ之

ヲ毎年十一月ノ始ニ送ル管内ノ郵便支局ニ

差出スヘシ支局ニ於テハ右人名表ヲ点検シ

適當ノ時ニ右支局ニ配賦ス右支局ノ配達

區域内ニ属スル者ヲレハ同時其局ニ通知ス

又兼テ亦局ニ備ヘ付テタル表ニ変更アレハ

時ニ亦局ヨリ其旨ヲ州廳ニ報ス又翌年ニ於

テ変更スヘキヲアレハ同シク報スヘシ
翌年ニ於テ受取人ニ変更アルハ申付ハ別
ヨリ其旨ヲ郵便事務局ニ報スハシ若シ既ニ
表ヲ差出シタル後ナレハ其追加トレテ報ス
ヘシ

官報配達ノ部数等ハ如キ官報局トノ間ノ関
係ニ変更アル中ハ別聽及郵便局ノ間ニモ互
ニ打合ヲ為スルヲ要ス

第五條 官報得意先ノ姓名ヲ新聞配達帳ニ記
入スルコト

必ス購買スヘキ人ト無代價寄贈ヲ受ル人ノ
姓名ハ各郵便局ニ於テ其新聞紙配達帳ニ記
スヘシ但シ先ツ必ス購買スヘキ人ヲ記入シ
次ニ無代價寄贈ヲ受ル人ヲ記シ次ニ隨意ニ
購買スヘキ人(第九條ヲ参観スヘシ)ヲ記シ各
其部門ヲ分ツヘシ

第六條 官報封シ方並ニ委託方ノ事
必ス購買スヘキ人ト無代價寄贈ヲ受クル人
ニ送致スヘキ分ハ官報局ニ於テ封鎖シ明瞭
ニ官報ノ字ヲ記シ(成ルヘキ版ニテ)届クヘキ

郵便局ノ名ト官報ノ部数ヲ記シ官報局逓傍
 ・郵便局ト托エヘン包封（帯封）ノ如クモノカ
 ・ハ書状ヲ添ルテ許サズ其他郵便局へ委託
 方ノ義ハ凡テ新聞紙配達規則ノ通心得一ニ
 右ノ如クシタル官報ノ配達ハ手数料（手数料）ヲ課セ
 不
 第七條 前金収入方並ニ其計算ノ事
 前金ハ一年分若リハ半年分トス從未三月月
 前金ニ為リ来リシ所ハ千八百七十一年中ハ其
 終トシ千八百七十一年一月一日ヨリハ少ナ

シモ半年以上トスヘシ從未一年前金ノ處ハ
 其終ニテ差支ナシ半年前金ハ千八百七十一年
 年ヨリハ一月ヨリ六月迄七月ヨリ十二月迄
 ヲ一期トシ其間ノ時ヨリ譬ハハ五月一日ヨ
 リ或ハ十一月一日ヨリ始メテ官報ヲ買取レ
 者ト銀ニ必ス其金半年分即五月ヨリ始メテ
 〇省ハ一月分ヨリ十一月ノ省ハ七月分ヨリ
 収メシム
 必ス購買スヘキ人ヨリ前金ヲ取立ルルハ郵
 便局ニ於テ負担シ前金ハ必ス前期ニ収メ

シハ遼ノ元金手前金ノ省ハ其年ノ一月ノ未
 迄ニ手前金ノ省ハ其期ノ第一月ノ未迄ニ
 取ノシムテハ百七十年ノ尚三ヶ月前金ノ行
 ハル地ニアルハキニ付此地ハ其三ヶ月ノ最
 初ノ月ヲ以テ前金ヲ取ルヘキ期限トス納金
 ノ期限ヲ怠ル者ハ郵便局ヨリ州廳ニ通知シ
 縣廳ヨリ散々督道ニシテ新々ニ加ハリタル
 省ニ心ス購買ハ一人其日ヨリ四週間以テ
 前金ヲ納メサレハ同様ノ處分ヲナスヘ
 シ前金ハ新聞紙ツラツダスシヨルナリ日記簿ニ記入レ元手前金ノ

分ハ遼ノ元金手前金ノ省ハ其年ノ一月ノ未
 三月中並ニ七月ヨリ九月迄ノ間ニ官報ノ公
 計掛一納ハハシテハ百七十手前金ヲ三ヶ月
 前金ノ存スル同ハ其三ヶ月前金ハ其期内ニ納
 メハシ右前金ヲ官報局ハ郵送スルニハ郵便
 税ヲ拂フモノトス
 期限迄前金ノ取立殘有之節ハ殘ノ分ハ集メ
 リ次第取纏フテ官報局ニ差回スヘシ但シ同
 シク郵便税ヲ払フ一十省トス新ニ加ハリタル
 省ヨリ納メタル前金ハ右殘金既ニ送致シタ

以後ナレハ次期ヲ待テ送致スヘシ

第八條 官報配達方ノ事

各得意先心ハ(購置スヘキ人)並ニ無代價寄贈
ヲ受ヘキ人ハ各郵便局ヨリ配達ノ仕方ハ前
金ヲ入レタル尋常ノ新聞紙配達ニ同シ因テ
郵便局ニ留置キ受取人自ラ来リテ受取り端
ル者ヨリ配達料ヲ取ラス郵便局ヨリ届レキ
ハ規則通り、配達料ヲ納ム徒未縣廳ノ官火
ヲ以テ届ケ来シ事ハ以後廢止スヘシ

第九條 隨意ニ官報ヲ購買スヘキ人ノ事

隨意ニ官報ヲ購買スル人ハ其地ノ郵便局ニ
注文スレハ手数料ナシニ尋常ノ新聞紙、郵券
便賣例ト同シク買取ルヲ得郵便局ヨリ届ケ
先込配達スレハ相当ノ配達料ヲ納ム前金ノ
期限ハ半身ヲ以テ最短期トス徒未志手前金
、藩ハ是迄通ニテ差支ルシ石前金ハ其地ノ
郵便局ヲ經テ無税ニテ官報局ニ送達スヘシ
第十條 受取人ヨリ郵便局ヲ受ヘルニ付テ私
印ハナシフヘキ事ノ事
前金期限内ニ隨意ニ官報ヲ買取ル人徒未受

取来リシ郵便局印便へテ此ノ郵便局ヨリ受
取クンノテ綴フ中ハ其手数料トシテニ「キルグロワセ」
ベルグロワセ^ルキ^ル（凡ヒ錢）ヲ綴ノシム必ス購買
エヘキ人ハ之ヲ出スニ及ハム

千八百七十年六月二十八日

伯林ニ此ヲ

ドイツラールホルスト 郵便局

官省諸廳廣告ノ事

字国ニ於テハ千八百六十三年以来諸官衙ノ廣
告類ヲ凡テ王国示針^{所政}又ハ諸省官報又ハ各
縣官報ニ掲載シ或ハ官報ノ代理印半官新聞ヲ
指スルヲシテハ新聞紙ニ掲示シ通常民間ノ
新聞紙ニ掲載スルヲナシ併シ廣告ノ種類ニ依
テ特ニ定メソル規津アルニハ此別ニ非ス而
シテ官報ノ一種或ハ同種ニ數種ニ掲載スルハ
皆示テ強カル區域ノハハハハハハハハハハハハ
和千八百六十三年二月四日大政官ノ制可ヲ

経テ文部卿ヨリ共部下へ布達ヒシニニ批ル

王國示針廣告料ノ事

諸官衙ヨリ其公務ニ関ハル事ヲ王國示針即チ
政府新聞ニ廣告スルハ凡テ無代價トス私事ニ
関ハル、廣告ニ付シテハ相当ノ廣告料ヲ納メ
シハヘン

右ノ八百六十五年一月十二日字国大藏卿ノ

布達

中根重一訳

○字国官報ノ種類凡ノ如シ

其一 法令集誌

此官報ハ千八百十年十月二十七日ノ布
告ヲ以テ創メテ之ヲ発行シ年未亨日ニ
至ルマテ新ハス刊行ハ其編修事務ハ太
政官中ノ法令集誌編修局ニ於テ管掌シ
別紙ニテ見ヨ 其販賣ハ驛遞局ニ於テ
之ヲ掌ル

其二 各縣官報

大 政 官

是亦千八百十年以来今日に至るまで新
上刊行す其詳細ハ別紙布告譯文ヲ見
ルハシ

〔其三〕司法省日誌

千八百三十年以来司法省ヨリ出版シ
テ學問ノ法制及裁判上ノ事ヲ登錄ス

〔其四〕租稅職業及商業上ノ法律並ニ其管理ニ関
スル中央日誌

千八百三十年以来大藏省ニ於テ之ヲ
編輯刊行ス

〔其五〕官首日誌

千八百四十年以来内務省ニ於テ發行ス
テ學問行政ノ事ヲ登錄ス

〔其六〕王國郵便局官報

千八百四十八年以來郵便局ニ於テ發行
ス千八百六十七年十二月三十一日ニテ
廢シ其後ハ北條公郵便事務官報ヲ發行
ス

〔其七〕王國電信事務官報

千八百六十三年以來電信事務官報ニ於テ亦

版ス

〔其八〕帝國教育事務中央日誌

千八百五十九年以來第貳次教育及衛生事務卿ノ委任ヲ受ケテスケル氏之ヲ出版ス

〔其九〕軍令日誌

千八百六十七年以來兵部省ニ於テ之ヲ出版ス

〔其十〕王國示封 政府新聞

此官報、千八百五十九年七月一日以來

現行ノ律範ニ於テ發行スル登錄ニル所ノ綱目化ノ如シ

一 法令

二 諸官省及中央官廳ノ布達ニシテ一般ニ知ラシムルヲ利トスル者

三 各縣廳ハノ布達ノ外公示シテ可ナル者

四 諸省官報中ノ須知ヲ要スル者

五 數多ノ官報ニ登錄スルハノ官廳公告

九 正 官

本 政 官

帝國ノ大政官組織概畧 中根 重一 譯

独立ヨリオンヲ以テ行政論中摘譯

帝國ノ大政官（ハルカス）ハ閣及参事院ハ全国ニ因テ行政
 政事務ノ高キ中心ニシテ其行政ノ範圍ハ國ノ
 全範圍ニ及ス抑モ各府ハ互ニ独立シテ其事
 務ヲ執ルル事モ之リ為ニ各府割據ノ情狀ヲ為
 シテ行政ノ綱ヲ一カヲサレ一致ヲ失フ如キ結
 果ヲ来リ、ルル為ニ茲ニ大政官ヲ設置シテ各
 府ヲ更ニ統合スルノ機因トス其目的ハ各府一
 般ニ關スル事ヲ相協議スルニアリ現今ノ編制

ハ既ニ千八百八十一年十二月十六日施行ノ高等官
衙ノ改定制度ニ関スル布告ニ由テ予定セラレ
シト雖モ其詳細ハ尔後置下ノ法令ニ依テ始メ
テ確定セラレタリ千八百九十一年十月二十七日ノ
法律ニ係ル一切ノ高等官衙ノ改定制度ニ関ス
ル法令ハ^{大正初年}大正初年ニ廣大ナル職權ヲ與エテ之ヲ
總行政ノトシテ位セシメタリ但シハルテシムル
候ノ死后(千八百九十一年)ハ復ク此官ニ任セ
ラレタルモノナシ千八百九十四年六月三日ノ丹
閣令ハ大政官ノ構制ニ関スル細則ヲ定メタル

モノニシテ此令ニ拠レハ大政官ノ職勢範圍ハ
外務省、司法省、兵部省、及内務省ノ事務ヲ以テ成
リ大正初年ヲ以テ其長トナシ且ツ本官ハ毎週一
回令旨スルヲ例トシ必要ナル場合ニ於テハ數
回令旨スルト定メ又其事件ノ全部ニ自リ各官ノ
職權ニ交渉シテ彼是ノ考慮ヲ要スル者ハ此ニ
会同シテ會議スヘレト定メタリ其後千八百九十
七年十一月三日ノ高等官衙事務章程ニ関スル
附屬令ヲ以テ其他ノ細則ヲ首定シタリ即チ其
第八款ニ曰ク大政官ヲシテ国家行政ノ全部ヲ

通覽ヒシノカ為ニ有、卿ハ其常ニ擔任ス

ル事務ノ概要ヲ時々大臣官ニ同申スルノ責務

アルヘシト仰レテ大臣官ニ於テハ殊ニ此ノ事

例ニ就テ議案ヲ究シ及之ヲ審議スヘシト

(二) 凡ソ新法、制定及法律、改修ニ関スル事

業、此草案ニ於テ未チ考査院ニ送ルサリ並

ニ一般、利益ニ関スル布告又ハ現行憲法

中ノ修正ニ関スル布告ノ草案

(二) 各州大都督州長ヨリ出シタル前年ノ海務

辨明書

(三) 各州大都督ヨリ出シタル後年ノ行政意見

案

(四) 縣廳毎月ノ報告

(五) 總金庫ノ定期概算

(六) 水年ノ政務ニ関シ總金庫及州大金庫ヨリ

提出スルハ中預算定額表並ニ軍費預算定額

表

(七) 諸卿ノ同ニ出シタル矛盾

(八) 地所ニ関スル軍事上ノ制度

(九) 州大都督、縣大都督中等以上ノ判事、提理官、山

林上長官及之と同考、官吏ノ推薦

十八百十六年二月十五日、内閣全第ニ款ニ從
 一、地方牧場事務、總則及制度並ニ其改修ノ
 事ニ本長官ノ議ヲ經由スヘキヲトレリ其
 他諸卿ハ内閣書記官ヲシテ本長官母ニ在ラ意
 見ヲ陳述セシムルヲ得可シテ八百二十七年丁
 二月九日ノ内閣全ヲ以テ高木任ノ事ヲ定メテ
 リ曰ク考事院長ニシテ内閣行政官衙ノ御職
 ヲ兼スザル時ハ該院長ハ自任ノ見込ヲ以テ本
 長官ノ公議ニ加列スルノ權アリ但シ公議員ヲ

ルニ及ハスト

現行ノ本長官ハ内閣諸卿ヲ以テ之ヲ編成ス即
 チ(一)即チ外務卿外務卿ハ長ク時ニ(二)大藏卿(三)宗
 教教育及衛生事務卿(四)商工事務卿(五)内務卿(六)
 司法卿(七)兵部卿(八)農林及皇領地事務卿(九)
 公業事務卿是レリ本長官中ニ其他副長官
副官如シ大並ニ特別專任ノ書記官及必要ノ官吏
 ヲ設置ス
 憲法及之ニ根據シテ新クニ宣定セラレタル法
 規ニ依テ本長官ノ全權ニ一任ノ職權及機務ヲ

委任セリ即チ

(一)憲法第五十七條及五十八條ニ從ヒ換政官
ヲ設ケルニ當テ本政官ハ代議院ヲ徵集シ或
ハ事情ニ依リ換政官ノ設立ニ至ルコトヲ因政
ヲ主張スルコト

(二)憲法第六十六條ノ明文ニ從ヒ本政官全件
ノ責任ヲ以テ法律ノ効力アルニキ假定法ヲ
相告スルコト

(三)変乱ニ際シテ戒嚴令ヲ相告シ而シテ其戒
嚴ノ間並ニ戰争又ハ変乱ニ當テ憲法中ノ或

ル條款ヲ無効ニ付スハキ權アルコト

(四)敕命ヲ奉レテ都府縣會又ハ官職會議又ハ
州府縣會ヲ解散セシムルノ權アルコト

(五)法官ニ付テサル官吏ノ職務上ノ犯罪及其
轉任免職ニ関スル事ハ自五十二年七月二十

一日ノ相告ハ本政官ニ付スルニ非他ノ諸權
ノ外ニ亦初審懲戒裁判所官吏ノ犯罪ノ判

決ニ服シルル控訴ヲ裁決シ右相告第四十一
條並ニ懲戒裁判所ノ權限爭議ヲ審理シ同第

二十八條)又諸官者ノ官吏ニ付テ其長官ヨリ

大
政
官

命セラレタル詔旨ノ爲分ニ脛セハシテ控訴
ニ及ハル時之ヲ裁判スルノ權(第廿九條)ヲ
以テヒリ

(六)千八百七十六年六月三日発行ノ宇瀨忠王
国内藩ハ州ニ於テ丑ノフアンゲリス敎會憲法
ニ因エル布告ハ凡テ敎會ニ於テ學問ノ需要
ニ充ツル爲メ其富裕ヲサカル醜態ニ補正
金ノ賦課ヲ命スルニ當テ此賦金ノ額若シハ
民ヨリ毎年政府ニ納レル人頭税全體ノ三割
ヲ銘エルトナハ必ス大政治家ノ認可ヲ要スト

定ノタリ(右布告第ハ條第ニ項)其他右ノ布告
(第十三條)ニ於テハ凡ソ右州宗敎會議又ハ至
同宗敎會議ニ於テ決議セシ規條ノ制可ヲ同
王ニ請ノ前必ス大政治家ニ於テ該規條ノ同
家ニ對シテ毫モ支障スル所ノナヤ否ヤヲ辨
明認定スルヲナレリ又(第廿五條)ニ於テ同
敎上ノ目的ノ爲ニ新規出費ノ認可ヲ得ント
スル敎會決議法及敎會ヨリ州州ニ賦課スル
補助金ニ関シテ全国宗敎會ト敎會政府トノ
間ニ取リ極メタル最終ノ合議ハ国王ノ制可

ヲ請フノ前必ス大政官ノ承認ヲ得ザル可ラ
 ストシ而シテ(第廿七條)ニ於テ教會所有產ノ
 収入又ハ傳教資產ノ収益ノ宗教費ノ補助ニ
 充テントスル散會決議法ニ亦國王ノ認可ヲ
 請フニ先ヲテ大政官ノ承認ヲ要スト庄ノ
 夕リ
 大政官ニ直隸スル所ノ諸官化ノ如シ

(一) 宇滿生國内測量事務中長官 ダス、セントラル、レクタトリ、ウイテ、ル、ジ、
ル、ウ、ス、ン、ク、イ、ム、ソ、ロ、ウ、ス、
セン、エ、ウ、リ、テ 千八百六十二年以來陸軍測

量事務ヲ全國人ニ自測量部ト共ニ參謀本部

ヨリ分離シ増別ノ官廳トシテ宇滿生王國測
 量事務中長官ト名ツケ以テ大政官ノ下ニ隸
 屬セシメリ此新設官局ノ長ハ即チ陸
 軍參謀本部長ニシテ其長官モ亦參謀本部
 下ニ隸セシメテ更ニ異ナル所ナリ其編制及
 目的モ亦同様ナリ此局ノ職員ハ各省ヨリ派
 出スル所ノ委員ニシテ其委員中ニハ各省中
 測量事務ノ施行ノ以テ職掌トスル部局ノ長
 官又ハ代理官ヲ包含セザル可ラテ宗教、教育
 及衛生事務省ノ委員ハ則チ其測量局ノ長官

大正
官
ノス此中史局ノ職掌及権限ニテ八百七十
年六月十一日ノ敕許ヲ経テリ編制法ニ趣レハ
左ノ如ク

(第一)凡テ官費ヲ以テ施行スヘキ測量及製

圖ノ為ニ企及セシテ考案及規程案ノ編定

(第二)凡テ官費ヲ以テ施行セシ測量及製圖

ノ編定及規程

(第三)政府ノ測量及製圖事業ノ基礎トナル

ヘキ方術及具美施ニ關シヘカヨサレ

要ノ確立

(第四)一般ノ国益ヲ為シ經營スル測量及製

圖事業ノ總裁

(第五)凡テ官費ヲ以テ施行セシ測量及製圖

事務ヲ登錄スルノ責務

(二)権限爭議ヲ審理スル裁判所
デレ、ゲリヒツス、ホー
ツ、デレ、コムセ、レン
ツ、コ、フ、リ、カ、ト

是レテ八百七十九年一月一日

ノ裁判所ト行政官衙トノ間ニ生スル権限爭

議ニ関スル和定ニ由テ設立シタルモノナリ

(三)法官ニアラサル官吏ノ懲戒裁判所
デレ、ヒ、シ、ス、テ、
リ、ヒ、シ、ス、テ、
リ、ヒ、シ、ス、テ、

是レテ八百七十一年七月二十

一日ノ報告ニ後ニ法官ニアラサレ官吏ノ職
務上ノ犯罪ヲ裁判シ及官吏ヲ要シテ非職負
ヲラシムルコトヲ判決ス

(四) 宗政事務ニ関スル裁判所 デール・コル・ヒリセ
ダリ・ヒツ・ス・ホー・フ・ヒ
ウ・ル・キール・ヒリセ、
ダリ・ヒツ・ス・ホー・フ・ヒ 是レ宗政ノ懲罰權ニ関シ及宗政
事務裁判所ノ設置ニ関シテハ白七十三

年六月十二日参行ノ報告ニ基ツキタルテハ
白七十三年六月二十三日ノ敕命ヲ以テ設立
セラレタル者ナリ

(五) 裁判上ノ行政裁判所 ダス・コル・ヒリセ、
オーベル
ヘンクワルトン・グス・ゲリヒト

是レテハ白七十五年七月三日及十八日ハ十
年八月二日ノ報告ニ係リ法官ト示定
セラレタル公権部内ノ爭議ヲ判決スル高等
法院トナルモノナリ

(六) 高等行政官試験委員官 ジイ・プリュー・フン・グス・ム・シオン
フェル、
オー・ヘレ・ヒル・ウ・ル・ト
グムベア
ムテ 此委員官ハ白林ニアリテハ百四十六

年二月二十七日、内閣ヲ以テ認可セラレ
タル同月十四日、職務章程ニ依テ其組織ヲ
新クニセシ者ナリ但レ此職務章程ハ千八百
七十九年三月十一日ノ高等行政官服務才能

ニ関スル報告ニ依テ既止トナリ此布告ノ身
 ニ條ヲ以テ之ニ代ヘタリ其末此委員局ノ最
 終至高ノ試験ヲ行フヘキ局ト定メ即チ允
 揚クル官職ニ任スヘキ者ノ才能ヲ試験ス
 (第一) 縣附ニ於テ一方ヲ擔當スル長官局長
 シノ如及縣輔佐官(郡區長、河沼、成ニ於ル財務
 主管ノ如シ)並ニ副長將令ニ附屬スル高等
 行政官吏但シ該官廳中ノ法官及技術官ヲ
 除ク

(第二) 上等行政裁判官及地方行政裁判官ニ

シテ高等行政官同様ノ才能ヲ有セサル可
 ヲサハル者

此委員局ノ編制ニ就テハ百七十九年三
 月十一日ノ報告第十口條ヲ以テ之ヲ大政官
 ニ注シテ之ニ因テ大政官ニ同年四月二十九
 日ニ於テ右布告ノ実施ノ為メニ職務章程ヲ
 制定シ以テ該局編制ノ細則ヲ定メタリ此職
 務章程第十八條ニ拠レハ委員ハ大政官ノ推
 薦ヲ以テ國王ヨリ勅任スル委員長一名及附
 屬及大藏ノ兩卿ノ推薦ヲ以テ大政官ヨリ任

命ハ此等要員ハ社ヨリ成ルナリ

(七) 大政官支學局

リテラリーセ、ビロロテス、
スターツスミエスケリウハス

此局ハ法章

ヲ以テ即チ立法府ノ判然設定セシ膏ニラ

ス即チ千八百五十二年以來始メテ行政上ノ

設立ニ際リ而シテ議院ニ於テ其設立ヲ承認

セシハ歳出入預算額ヲ議ムルニ當リテ其局

ノ費用ヲ可決シタルニ因ルナリ千八百五十年

八月ニ至ルニテハ此局ヲ新聞雜誌事務中央

局ト名ツケ外務及内務ノ兩卿、特別ナル管

理ノ下ニ立ケタリ

此局ノ事務章程ハ左ノ如シ

(第一) 高等警察上ノ目的ヲ為シ設置セシ事務

務費ヲ以テ支辨スヘキ新聞雜誌類ニ充テ

ラレ資金ノ管理ヲ裁決スルコト

(第二) 政府ヨリ保護スル所ノ新聞紙ヲ監査

スルコト

(第三) 内閣及外閣就中英佛比利時、新聞雜誌

誌類トシテ交通及連絡ヲ維持維持スルコト

第四) 新聞雜誌類ノ論說ヲ大政官ノ諸

卿ニ知ラシムルノ責務アルコト

(第五) 壬国示討局及之ト連絡スル孝滿生新

聞局 現任孝滿生新同 ヲ監督スル

(第六) 立法ノ議案一聞ニ新聞雜誌類ノ事案

上及技術上ノ論説ニ基キテ意見ヲ開申

スル

其他亦乙帝國及孝滿生壬国示討局及法全準誌

ノ編輯事務モ亦太政官ニ隷屬ス

太政官長ノ統掌ニ屬スル者凡ノ如シ

一 勲章賞牌事務総委員

シムダニエムミレオン・シムダグレイク
ハイム・チルター・ヒリヒエ・オルゲン

是レケ八百十年一月十八日ノ孝滿生壬国勲

章及名譽牌ノ擴張ニ第十ニ條ニ依テ改定セ

ラレシル者ニシテ其職務ハ勲章賞牌ヲ處辦

シ帶勲者ノ名簿登錄ノ事ヲ行ヒ其増減ヲ追

記シ其要領ヲ摘載シテ一覽ニ供シ勸諭ヲ奏

シテ奏聞ヲ為シ並ニ奏江セラレシ事ヲ處理

スケ八百十年一月二十日ノ知令ヲ以テ

此總委員ノ總裁ヲ太政官長ニ任セラレタリ

(二) 国書院 スコーツス
アルヒーフエ

現今存スル所ノ国書院ハ(甲)旧靈ニ於ル秘書

国書院 是レ兼テ巴即了堡
ノ書院ナリ (乙) 奥里比北勃斯賞

谷隣、ジツセルドルフ、所諾威、哥倫比亞、馬丁堡、林
 斯堡、慕斯、的、海、オスナ、ー、グ、リ、エ、ウ、ク、波、森、斯、勒、瑞、
 ジ、グ、マ、ー、ー、リ、ン、ゲ、ン、ス、テ、ウ、イ、ン、及、維、士、巴、丁、ノ、諸
 州ニ於ル十五個ノ國、舊院是レナリ國中、總
 國、舊院ヲ中央政府ニ於テ監督統理スルハ大
 宰相ハ、ル、デ、ン、ベ、ル、グ、條ノ時ニ始リ即チテ
 八百十年十月二十七日ノ法令ヲ以テ之ヲ大
 宰相ニ屬セシメタリ候ノ如ク、一千八百二十二
 年十一月廿六日死ス、一千八百二十三年ニ至リ
 テ外務卿及宮内卿合同シテ此國舊院ヲ統率

スルヲトナシテ然ルニ、一千八百五十二年三月
 二十日ノ勅令ヲ以テ舊ヲ伯樂ニヤル國舊院
 及内閣舊院ヲ王室舊院ト稱シ、同舊院ノ一部
 ニ区分シタルニ、其前後、兩舊院ヲ一全作
 見做シ以テ宮内卿及大臣官長ノ合同統轄
 スル事トナシ、而シテ各州ノ舊院ハ、特ニ大臣
 官長ノ統轄ニ屬スト是ナリ
 (三) 法令集誌編輯官
 ア、ゲ、ゼ、ツ、ツ、ザ、ン、レ、ル、ン、グ、ス、
 ア、ル、ト

九

第陸拾參號

明治十七年五月五日

大臣 

内閣書記官

主管參議 

官報發行付太政官中、文書局ヲ置
官報編輯等、條款御達之事

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

太
政
官